

令和 8 年度採用

群馬県公立学校教員選考試験問題

特別支援教育に関する科目

受験 番号		氏 名	
----------	--	--------	--

注 意 事 項

- 1 「開始」の指示があるまでは、問題用紙を開かないでください。
- 2 問題は、1 ページから 5 ページまであります。「開始」の指示後、すぐに確認してください。
- 3 解答は、すべて解答用紙に記入してください。
- 4 「終了」の指示があったら、直ちに筆記具を置き、問題用紙と番号順に重ねた解答用紙を机の上に置いてください。
- 5 退席の指示があるまで、その場でお待ちください。
- 6 この問題用紙は、持ち帰ってください。

- 1 特別支援教育に関する各法令等について、次の(1)、(2)の問いに答えなさい。各法令等は、現行のものとする。

- (1) 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年3月）第7章1の一部を抜粋したものである。後の①、②の問いに答えよ。

第3 個別の指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 (a) 自立活動の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、指導目標及び指導内容を設定し、個別の指導計画を作成するものとする。その際、第2に示す内容の中からそれぞれに必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付け、(b) 具体的に指導内容を設定するものとする。

- ① 下線部(a)の区分には「心理的な安定」がある。文中の（ア）～（カ）に当てはまる語句を書け。

2 心理的な安定

- (1) （ア）の安定に関すること。
(2) （イ）の理解と（ウ）への対応に関すること。
(3) 障害による（エ）上又は（オ）上の（カ）を改善・克服する意欲に関すること。

- ② 下線部(b)について、自閉症のある児童生徒の中には、他者の意図を理解したり、自分の考えを相手に正しく伝えたりすることが難しい者がいる。自閉症のある児童生徒が正確に他者とやりとりするために有効な手段を2つ書け。

- (2) 次の文は、2006年12月に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」第2条に示されている合理的配慮に関する記述の一部を抜粋したものである。後の①～③の問いに答えよ。

第二条 定義

（中略）

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との（ア）を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な（イ）であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の（ウ）を課さないものをいう。

「（エ）」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。（エ）は、特定の障害者の集団のための補装具が必要な場合には、これを排除するものではない。

- ① 文中の（ア）～（ウ）に当てはまる語句を次のA～Fから選び、記号で答えよ。

【 A 公平 B 方策 C 変更及び調整 D 負担 E 平等 F 環境整備 】

- ② 文中の（エ）に当てはまる語句を書け。

- ③ 生徒から次のような合理的配慮の申し出があった場合の対応を2つ書け。

聴覚に障害があるため、教師が不織布マスクを着用した状態で音声言語による指示のみでは、十分に情報を得ることができないことがある。このことについて対応をお願いしたい。

2 視覚障害者である児童生徒に対する教育について、次の(1)、(2)の問いに答えなさい。

(1) 次の文は、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」(平成29年4月告示)第2章第1節第1款「1 視覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校」の一部を抜粋したものである。後の①～④の問いに答えよ。

- (1) 児童が聴覚、(ア)及び保有する視覚などを十分に活用して、具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて、的確な(イ)の形成を図り、言葉を正しく理解し活用できるようにすること。
- (2) 児童の視覚障害の状態等に応じて、点字又は普通の文字の読み書きを系統的に指導し、習熟させること。なお、(a)点字を常用して学習する児童に対しても、漢字・漢語の理解を促すため、児童の発達の段階等に応じて適切な指導が行われるようにすること。
- (3) 児童の視覚障害の状態等に応じて、(b)指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項から着実に習得できるよう指導すること。
- (4) 視覚補助具やコンピュータ等の情報機器、触覚教材、拡大教材及び(ウ)教材等各種教材の効果的な活用を通して、児童が容易に情報を(エ)・整理し、主体的な学習ができるようにするなど、児童の視覚障害の状態等を考慮した指導方法を工夫すること。
- (5) 児童が場の状況や活動の過程等を的確に把握できるよう配慮することで、(c)空間や時間の概念を養い、見通しをもって意欲的な学習活動を展開できるようにすること。

① 文章中の(ア)～(エ)に当てはまる語句を書け。

② 下線部(a)の点字を常用して学習する児童に対して、漢字・漢語の理解を促すために必要な指導を書け。

③ 視覚障害のある児童生徒にとって、下線部(b)の配慮が必要な理由を書け。

④ 下線部(c)について、「空間の概念」、「時間の概念」を養うための指導について必要なことは何か、それぞれ書け。

(2) 次の文は、「学校教育法施行令」第22条の3の一部を抜粋したものである。視覚障害の程度について(①)～(④)に当てはまる語句や数として正しい組合せを後のア～エから1つ選び、記号で答えよ。

(①)の視力がおおむね(②)未満のもの又は視力以外の視機能障害が(③)のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による(④)が不可能又は著しく困難な程度のもの

- | | | | | |
|---|---------|------|-----|-----|
| ア | ①両眼又は片眼 | ②0.5 | ③中度 | ④認知 |
| イ | ①両眼 | ②0.3 | ③中度 | ④認知 |
| ウ | ①両眼 | ②0.3 | ③高度 | ④認識 |
| エ | ①両眼又は片眼 | ②0.5 | ③高度 | ④認識 |

3 聴覚障害者である児童生徒に対する教育について、次の(1)、(2)の問いに答えなさい。

(1) 次の文は、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」(平成29年4月告示)第2章第1節第1款「2 聴覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校」の一部を抜粋したものである。後の①、②の問いに答えよ。

(1) (省略)

(2) 児童の言語発達の程度に応じて、(a) 主体的に読書に親しんだり、書いて表現したりする態度を養うよう工夫すること。

(3) (省略)

(4) 児童の聴覚障害の状態等に応じて、(b) 補聴器や人工内耳等の利用により、児童の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。

① 下線部(a)について、なぜ工夫する必要があるのかその理由を書け。

② 下線部(b)について、利用するに当たり、どのような配慮が考えられるか書け。

(2) 下の図は、音が聞こえる仕組みと難聴の原因となる部位を示したものである。ただし、①～⑧は音の信号が伝わる順番である。ア、イに当てはまる語句を書け。

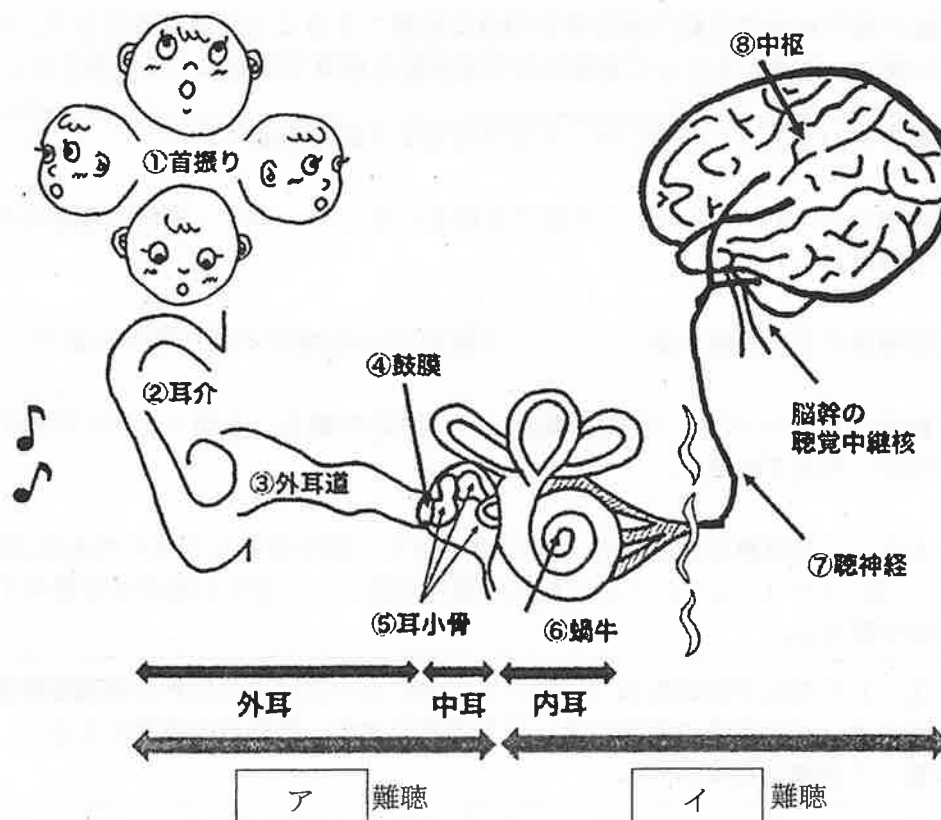


図 聞こえの仕組みと難聴の部位

(聴覚障害のある児童のための音楽指導資料 令和3年3月 文科省 引用)

4 知的障害者である児童生徒に対する教育について、次の(1)～(3)の問いに答えなさい。

- (1) 次の表は、「特別支援学校学習指導要領解説知的障害者教科等編（上）（高等部）」（平成31年2月）第5章第2節第1国語の一部を抜粋したものである。文中の（ア）～（オ）に当てはまる語句を後の【 】の中から選んで書け。

学部	小学部	中学部	高等部
	教科の目標		
	言葉による見方・考え方を働かせ、（ア）を通して、（イ）で理解し表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。	言葉による見方・考え方を働かせ、（ア）を通して、（イ）で理解し表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。	言葉による見方・考え方を働かせ、（ア）を通して、（イ）で理解し表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。
知識及び技能	(1) 日常生活に必要な（イ）について、その特質を理解し使うことができるようにする。	(1) 日常生活や（ウ）に必要な（イ）について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。	(1) （ウ）に必要な（イ）について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。
思考力、判断力、表現力等	(2) 日常生活における人との関わりの中で（エ）力を身に付け、思考力や想像力を養う。	(2) 日常生活や（ウ）における人との関わりの中で（エ）力を高め、思考力や想像力を養う。	(2) （ウ）における人との関わりの中で（エ）力を高め、思考力や想像力を養う。
学びに向かう力、人間性等	(3) 言葉で（エ）よさを感じるとともに、（オ）感覚を養い、（イ）を大切にしてその能力の向上を図る態度を養う。	(3) 言葉がもつよさに気付くとともに、（オ）感覚を養い、（イ）を大切にしてその能力の向上を図る態度を養う。	(3) 言葉がもつよさを認識するとともに、（オ）感覚を養い、（イ）を大切にしてその能力の向上を図る態度を養う。

【 言語教育 言語活動 国語 言語 日本語 伝え合う 教育活動 学校生活 社会生活 話す 】

- (2) 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年3月）第6章5において、知的障害のある幼児児童生徒の日常的な動作について述べたものである。下線部「衣服の着脱におけるボタンの着脱」の指導において考えられる工夫を2つ書け。

知的障害のある幼児児童生徒の場合、知的発達の程度等に比較して、衣服の着脱におけるボタンの着脱やはさみなどの道具の操作などが難しいことがある。このような要因としては、目と手指の協応動作の困難さや巧緻性、持続性の困難さなどの他、認知面及び運動面の課題、あるいは日常生活場面等における経験不足などが考えられる。

- (3) 次の文は、「特別支援学校学習指導要領解説知的障害者教科等編（上）（高等部）」（平成31年2月）第5章第2節の一部を抜粋したものである。後の①、②の問いに答えよ。

ウ 作業学習

作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしながら、生徒の（ア）を培い、将来の職業生活や（イ）に必要な事柄を（ウ）に学習するものである。

とりわけ、作業学習の成果を直接、生徒の将来の進路等に直結させることよりも、生徒の（ア）を培いながら、将来の職業生活や（イ）に向けて基盤となる資質・能力を育むことができるようにしていくことが重要である。

作業学習の指導は、高等部では職業科、家庭科及び情報科並びに主として専門学科において開設される各教科及び（エ）のうち専門教育に関するものの目標及び内容が中心となる。

- ① 文中の（ア）～（エ）に当てはまる語句を書け。

- ② 高等部の職業科に示す「産業現場等における実習」（一般に「現場実習」や「職場実習」とも呼ばれている。）を他の教科等と合わせて実施する場合に留意することを、簡潔に2つ書け。

5 肢体不自由者である児童生徒に対する教育について、次の(1)～(3)の問いに答えなさい。

- (1) 次の文は、「学校教育法施行令」第22条の3の一部を抜粋したものである。後の①、②の問いに答えよ。

- | |
|--|
| 一 肢体不自由の状態が(a)補装具によっても歩行、筆記等(b)日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの。
二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの。 |
|--|

① 下線部(a)の具体例を2つ書け。

② 下線部(b)における身辺処理動作の具体例を3つ書け。

- (2) 肢体不自由があるために移動が困難な児童生徒に対して、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲を育てるために、どのような指導を行うことが大切か、下記の語句を2つとも用いて説明せよ。

【 自分の力 成就感 】

- (3) 肢体不自由があるためにキーボードやマウスの使用が困難な児童生徒が、補助具や補助的手段を活用する際の留意事項について説明せよ。また、コンピュータを使用するための補助具を1つ書け。

6 病弱・身体虚弱である児童生徒に対する教育について、次の(1)～(3)の問いに答えなさい。

- (1) 次の文は、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)の一部を抜粋したものである。(ア)～(ウ)に当てはまる語句を書け。

病弱とは、心身が(ア)のため弱っている状態をいう。また、身体虚弱とは、(ア)ではないが身体が不調な状態が続く、(ア)にかかりやすいといった状態をいう。これらの用語は、このような状態が継続して起こる、又は(イ)起こる場合に用いられており、例えば風邪のように(ウ)な場合は該当しない。
--

- (2) 次の文は、「学校教育法施行令」第22条の3の一部を抜粋したものである。(ア)～(ウ)に当てはまる語句を書け。

- | |
|---|
| 一 (ア)の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して(イ)又は(ウ)を必要とする程度のもの
二 身体虚弱の状態が継続して(ウ)を必要とする程度のもの |
|---|

- (3) 小・中学校等における病気療養児に対してICT等を活用した学習活動を行うに当たり、配慮すべき事項を下記の語句を2つとも用いて説明せよ。

【 体調の変化 中止 】

1	(1)	①	ア		イ		ウ	
			エ		オ		カ	
		②						
	(2)	①	ア		イ		ウ	
			②					
③								

2	(1)	①	ア		イ		ウ		
			エ						
		②							
			③						
	④	【空間の概念】							
		【時間の概念】							
(2)									

3	(1)	①						
	(2)	ア					イ	

特別支援教育に関する科目 解答用紙	2 枚中の 2	受験番号	氏名	(8 年)
----------------------	---------	------	----	-------

4	(1)	ア		イ		ウ	
		エ		オ			
	(2)						
	(3)	ア		イ		ウ	
		①					
エ							
②							

5	(1)	①		
		②		
	(2)			
	(3)	【留意事項】		
		【補助具】		

6	(1)	ア		イ		ウ	
	(2)	ア		イ		ウ	
	(3)						

以下はあくまでも解答の一例です。

特別支援教育に関する科目 解答用紙	2 枚中の 1	受験 番号	氏 名	(8 年)
----------------------	---------	----------	--------	-------

1	(1)	①	ア	情緒	3 点	イ	状況	3 点	ウ	変化	3 点
			エ	学習	3 点	オ	生活	3 点	カ	困難	3 点
	(2)	②	例) ・絵や写真などの視覚的な手掛かりを活用しながら相手の話を聞くこと ・メモ帳やタブレット型端末等を活用して自分の話したいことを相手に伝えること 等 各 5 点×2								
		③	例) ・透明のマスクなどを着用し、口の形が見えるようにする。 ・手話で伝える。 ・文字にして伝える (筆談、コミュニケーションボード、スマートフォン、メモ用紙等を用いる)。 等 各 5 点×2 計 47 点								

2	(1)	①	ア	触覚	2 点	イ	概念	2 点	ウ	音声	2 点
			エ	収集	2 点						
		②	例) ・漢字の音訓の意味、熟語の読みと意味と含まれる漢字などのつながりを理解し、適切に表現できるような指導 ・音声化された漢字や漢語の説明の理解も含めた指導 等 5 点								
		③	例) ・動いているものや遠くにあるものなどを、視覚や触覚により直接経験することが難しいことから、学習内容の理解が不十分になることがあるから 等 5 点								
	④	【空間の概念】 例) ・地図や図形の系統的な指導で概念形成を図ること ・自分を基準とした位置関係などを把握できるようにすること 等 5 点									
		【時間の概念】 例) ・授業の流れや活動の手順を説明する時間を設定すること ・活動の最初から最後までを通して体験できるようにすること ・友達の活動状況など周囲の状況を説明すること 等 5 点									
(2)		ウ	2 点								

計 30 点

3	(1)	①	例) 聴覚を通じた情報の獲得が困難であることが多いことから、書かれた文字等を通して情報を収集したり、理解したりすることが必要となるから 等				6 点
		②	例) ・定期的な聴力測定を実施する。 ・一人一人の児童生徒の補聴器の適切なフィッティングの状態に留意する。 ・一人一人の児童生徒の補聴器を用いて、実際に音声を聞いてみるなどの方法で点検を行う。 等				6 点
	(2)	ア	伝音 (性)	3 点	イ	感音 (性)	3 点
		計 18 点					

特別支援教育に関する科目 解答用紙	2 枚中の 2	受験 番号	氏 名	(8 年)
----------------------	---------	----------	--------	-------

4	(1)	ア	言語活動	3 点	イ	国語	3 点	ウ	社会生活	3 点
		エ	伝え合う	3 点	オ	言語	3 点			
	(2)	例) ・ ボタンはめの前に、ボタン外しから取り組むこと ・ ボタンや穴の大きさを徐々に小さくすること 等								
		各 6 点 × 2								
(3)	①	ア	働く意欲	3 点	イ	社会自立	3 点	ウ	総合的	3 点
		エ	学校設定教科	3 点						
	②	例) ・ 生徒の職業適性等を明らかにし、職業生活ないしは社会生活への適応性を養うことを意図する。 ・ 働くことに興味をもつことや、働くことの良さに気付くことなど、将来の職業生活を見据えて 基盤となる力を伸長できるように実施していく。 ・ 各教科等の目標や広範な内容が包含されていることに留意する。 等								
各 6 点 × 2 計 5 1 点										

5	(1)	①	例) 義肢（義手、義足）、上肢装具、体幹装具、下肢装具、靴型装具、 足底装具、座位保持装置、車椅子、歩行器、歩行補助つえ 等	各 3 点 × 2	
		②	例) 歩行、食事、衣服の着脱、排せつ 等	各 3 点 × 3	
	(2)	例) 手段を工夫し実際に自分の力で移動ができるようになるなど、障害に伴う困難を自ら改善し得たという成就 感もてるような指導を行うこと 等	6 点		
	(3)	【留意事項】 例) 一人一人の障害の状態等に応じた適切な補助具や補助的手段を工夫すること			5 点
		【補助具】 例) スイッチ、音に反応する音センサー、光を遮ると動作する光センサー、曲げると動作する屈曲センサー、息 を吹き込むことで動作する呼気センサー、ジョイスティック、トラックボール、ボタン型のマウス、視線入力 装置 等			4 点
計 3 0 点					

6	(1)	ア	病気	3 点	イ	繰り返 し	3 点	ウ	一時的	3 点
	(2)	ア	慢性	3 点	イ	医療	3 点	ウ	生活規制	3 点
	(3)	例) 病気療養児の <u>体調の変化</u> 等に留意し、ICT等を活用した学習活動を行うことが適当でないと考えられる場合には、直ちに <u>中止</u> できるようにすること。								

6 点

計 2 4 点